第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ　Ｎ－アセチルアントラニル酸として五〇％を超えて含有する物 ロ　アセトンを五〇％を超えて含有する物 ハ　四－アニリノピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 ニ　四－アニリノ－１－フェネチルピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 ホ　アントラニル酸として五〇％を超えて含有する物 ヘ　イソサフロールを五〇％を超えて含有する物 ト　エチルエーテルを五〇％を超えて含有する物 チ　エルゴタミンとして五〇％を超えて含有する物 リ　エルゴメトリンとして五〇％を超えて含有する物 ヌ　塩化水素を一〇％を超えて含有する物 ル　過マンガン酸カリウムを一〇％を超えて含有する物 ヲ　サフロールを五〇％を超えて含有する物 ワ　一・一－ジメチルエチル＝四－アニリノピペリジン－１－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物 カ　トルエンを五〇％を超えて含有する物 ヨ　ピペリジンとして五〇％を超えて含有する物 タ　ピペロナールを五〇％を超えて含有する物 レ　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－四－イル）プロパンアミドとして五〇％を超えて含有する物 ソ　一－フェネチルピペリジン－四－オンとして五〇％を超えて含有する物 ツ　メチルエチルケトンを五〇％を超えて含有する物 ネ　メチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物 ナ　二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボン酸として五〇％を超えて含有する物 ラ　三・四－メチレンジオキシフェニル－二－プロパノンを五〇％を超えて含有する物 ム　無水酢酸を五〇％を超えて含有する物 ウ　リゼルギン酸として五〇％を超えて含有する物 ヰ　硫酸を一〇％を超えて含有する物 二・三　（略）	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ　Ｎ－アセチルアントラニル酸として五十％を超えて含有する物 ロ　アセトンを五十％を超えて含有する物 ハ　四－アニリノピペリジンとして五十％を超えて含有する物 ニ　四－アニリノ－１－フェネチルピペリジンとして五十％を超えて含有する物 ホ　アントラニル酸として五十％を超えて含有する物 ヘ　イソサフロールを五十％を超えて含有する物 ト　エチルエーテルを五十％を超えて含有する物 チ　エルゴタミンとして五十％を超えて含有する物 リ　エルゴメトリンとして五十％を超えて含有する物 ヌ　塩化水素を十％を超えて含有する物 ル　過マンガン酸カリウムを十％を超えて含有する物 ヲ　サフロールを五十％を超えて含有する物 ワ　一・一－ジメチルエチル＝四－アニリノピペリジン－１－カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物 カ　トルエンを五十％を超えて含有する物 ヨ　ピペリジンとして五十％を超えて含有する物 タ　ピペロナールを五十％を超えて含有する物 レ　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－四－イル）プロパンアミドとして五十％を超えて含有する物 ソ　一－フェネチルピペリジン－四－オンとして五十％を超えて含有する物 ツ　メチルエチルケトンを五十％を超えて含有する物 ネ　メチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物 ナ　二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－二－カルボン酸として五十％を超えて含有する物 ラ　三・四－メチレンジオキシフェニル－二－プロパノンを五十％を超えて含有する物 ム　無水酢酸を五十％を超えて含有する物 ウ　リゼルギン酸として五十％を超えて含有する物 ヰ　硫酸を十％を超えて含有する物 二・三　（略）
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ～ト　（略） チ　エチル＝二－メチル－三－（三・四－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－二－カルボキシラートとして五〇％を超えて含有する物	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料 イ～ト　（略） （新設）